

## 平成29年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

平成29年11月29日（水）午後1時30分より、平成29年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

### 1. 出席議員 6名

1番	吉野 一夫	2番	印南 修太	3番	鈴木 拓也
4番	下野 義子	5番	西川美佐保	6番	森 亘

### 2. 欠席議員 0名

### 3. 出席説明者

管理者	並木 心	教育長	桜沢 修
会計管理者	田中 繁生	代表監査委員	渡辺 晃
事務局長	郷 良則	給食課長	桶田 潔
庶務係長	市川 晃	管理給食係長	橋本 正志
庶務係	瀧島 淳介		

### 4. 本日の日程は、次のとおりである。

#### 議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問
日程第4	認定第1号 平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第10号 羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第11号 羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第12号 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第13号 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第14号 羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関

する条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第15号 平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算  
(第1号)
- 日程第12 議案第16号 平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経  
費の組織市町分賦金の変更について
- 日程第13 議員派遣について

開会時刻 午後1時27分

○事務局長（郷 良則） 杉浦副管理者でございますが、本日、全国町村長会議に出席のため、本日の定例会は欠席となりますので、ご報告させていただきます。

○議長（下野義子） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がございますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年第4回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

また、10月17日には、当組合の平成28年度決算審査を開催し、渡辺監査委員、吉野監査委員より厳正なる審査を行っていただいたところでございます。本日、この後、決算審査結果をご報告いただくことになっております。よろしく申し上げます。

さて、組合事業の状況につきましては、年度当初より順調に進捗しておりますけれども、施設及び設備の維持管理に万全を期するため、第一センターにおいては調理場天井防塵ネットの交換や、第二センターにおいては、高圧食器洗浄機等を交換し、安全で安心な給食の提供に努めております。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加え、食材の安全性の確保、地場産物の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められてきておりますので、今後もさらに、良質で信頼できる給食の提供に努めてまいりたいと思います。

本日、ご提案すべき案件でございますけれども、平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定など9件でございます。いずれも重要な案件でございますの

で、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長（下野義子） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、6番 森 亘議員、1番 吉野一夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第3、「一般質問」を行います。

なお、本会議の議場につきましては、登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので順次発言を許します。

はじめに、5番 西川美佐保議員。

○5 番（西川美佐保） 皆さん、こんにちは。5番の西川美佐保です。

通告に従いまして、1項目の一般質問を行わせていただきます。「学校給食センターの建替えについて」でございます。

全国で学校給食へのさまざまな問題点が指摘されている中で、羽村・瑞穂地区の学校給食センターでは、安心・安全、おいしく栄養バランスを考えた学校給食の提供に日々努めています。

しかし、平成20年度に耐震改修工事は行われているものの、近年求められている食物アレルギー対応給食が必要な子どもへの対策は、施設が老朽化し、新設されるまで棚上げになっている状況です。食物アレルギーのある子どもたちも、安心して皆と同じようなおいしい給食が食べられる環境整備が求められております。

長年、瑞穂町と羽村市での運営を共同で行ってきているセンター方式での学校給食センターの建て替えについて、具体的に検討していく必要性を感じ、以下質問をいたします。

（1）学校給食センターは、施設の老朽化が指摘されています。また、懸案となっているアレルギー除去食及び代替食の調理は、現施設では無理があるとのことで進まない状況がありますが、現在、食物アレルギーのある児童・生徒は何人でしょうか。

（2）施設等の老朽化及び食物アレルギー対策の推進という二つの観点から、具体的に「小中学校給食組合検討委員会」を立ち上げて、建て替えに向けて検討を始めてはどうか伺います。

（3）福生市の給食センターは、防災センター機能を備え、市単独で運営されています。本年10月6日に視察した埼玉県ふじみ野市の給食センターは、市単独で、1カ所

は直営で、1カ所はPFI方式による民間委託で運営されていました。さまざまな運営形態がある中で、当組合議会として、今後のあり方をどのような視点で検討されるべきか伺います。

以上、通告に従いましてのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（下野義子） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 5番西川美佐保議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1項目、「学校給食センターの建替えについて」の1点目、「学校給食センターは、施設の老朽化が指摘されている。また、懸案となっているアレルギー除去食及び代替食の調理は、現施設では無理があるとのことで進まない現状があるが、現在、食物アレルギーのある児童・生徒は何人か」についての質問ですが、アレルギー献立表等を配布している児童・生徒数は、平成29年11月1日現在で、児童101人、生徒29人、合計で130人であります。

次に、2点目、「施設等の老朽化及び食物アレルギー対策の推進という二つの観点から、具体的に『小中学校給食組合検討委員会』を立ち上げて、建て替えに向けて検討を始めてはどうか」についてですが、第1センターは、昭和47年3月に完成し、同年5月から給食業務を開始、第2センターは、昭和54年3月に完成し、同年4月から給食業務を開始しております。

この間、第1センターでは、平成20年度に耐震改修工事を実施しており、第一、第二センターともに、施設の構造は鉄筋コンクリート造であることから、その耐用年数は60年とされております。

また、必要に応じて工事や修繕・調理器具等の入れ替えを行い、施設の維持・管理には万全を期していることから、両施設とも給食業務が支障なく続けられるものと考えております。

また、食物アレルギー対策の一環で実施する食物アレルギー除去食及び代替食の提供につきましては、児童・生徒の安全を重視し、完全に仕切られた調理スペースを確保する必要があることから、現状ではその実施は、今までにもお答えしておりますけれども、難しい状況にあります。食物アレルギーのある児童・生徒の保護者が、各学校に食物アレルギー対応申請書を提出することにより、給食センターから、調味料を含む全ての食材料を詳細に記入した月ごとのアレルギー献立表及びアレルギーチェック表を受け取り、アレルゲン等の確認ができるようにしております。

そのようなことから、現段階では、施設の建替えに関する検討委員会を設置する予定はありませんが、今後の課題であると捉えております。

次に、3点目「福生市の給食センターは、防災センター機能を備え、市単独で運営されている。本年10月6日に視察した埼玉県ふじみ野市の給食センターは、市単独で、1カ所は直営で、1カ所はPFI方式による民間委託で運営されていた。さまざまな運営形態がある中で、当組合として、今後のあり方をどのような視点で検討されるべきか」についてですが、学校給食の運営につきましては、各自治体の実情や地域性などにより、直営での自校方式やセンター方式、また、調理業務の民間委託などさまざまな形態により運営されております。

当組合は、昭和46年に羽村市と瑞穂町を組織市町とする一部事務組合として設立さ

れ、直営によるセンター方式として、現在まで、大規模調理による費用対効果を高め、効率的で安全・安心な給食を提供しております。

運営形態につきましては、今後、学校給食に関する需要の変化や社会情勢の変化などにより、必要に応じて検討を行うものと考えておりますが、現時点では、現状での運営を継続してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議 長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） それでは、再質問をさせていただきます。

（1）の食物アレルギーのある児童・生徒についてですけれども、先ほど、全体では合計130人ということでした。羽村市と瑞穂町のそれぞれにそれを分けると何人ずつぐらいになると。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 先ほどご答弁申し上げました130人の内訳でございますが、小学校の羽村市67人、瑞穂町34人で、小学校が101人ということでございます。

中学校は、羽村市が19人、瑞穂町が10人、中学校合計が29人となりまして、合計で130人となっております。以上でございます。

○議 長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） わかりました。羽村市では86名、瑞穂町では44名ということでした。

先ほど、アレルギー用献立表とか、アレルギーチェック表を配布している児童・生徒の人数ということだったんですけれども、このアレルギー食と言われる食品というのは、特定7品目を含めてアレルゲン27品目に対して対応されているということでしょうか。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 学校に保護者の方が申請していただく申出書なんですけど、こちらは27品目にこだわらずアレルギーがある食物について申請をしていただいている状況です。

○議 長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） 全体でアレルギー食への対応というのは130人ということで、かなり多いと思いました。これはアレルギー食なんですけれども、食物アレルギー対応申請者数というのは大体何人ぐらい、両方合わせていらっしゃるのか、もしおわかりになればお伺いいたします。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） まず、羽村市、瑞穂町合わせまして、平成29年11月1日現在で571人の申し出がございます。

内訳を申し上げますと、小学校の羽村市が236人、小学校の瑞穂町が138人、小学校合計が374人。中学校でございますが、羽村市が109人、瑞穂町が88人、中学校合計が197人となっております。

○議 長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） ありがとうございます。

現在の給食センターの調理場では、完全に仕切られた調理スペースを確保することができないということだったんですけれども、除去食や代替食を実施するためには、あとのぐらいのスペースとか調理人が必要とお考えなのか伺いたします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 食物アレルギー除去食それから代替食の提供でございますが、以前からお答えしておき、現在の施設ではスペース的に難しいというお答えをしていますが、このスペースを確保するためには、先日、視察に行きましたふじみ野市などを見てみますと、完全に密閉された部屋と、あと調理する専用の職員の動線を確保するということがあります。

以前にもその辺のところを現場で検証や確認をした経緯もあるんですが、やはり現在の施設ではなかなか動線等の確保が難しい。スペース的にも調理場も、代替食、除去食を作る調理場としてのスペースの確保が難しいということでもあります。

あと、調理する人数の関係ですが、こちらについては、現在、実際に実施している自治体に問い合わせればわかることなのかもしれませんが、現時点では、人数については特に把握しておりませんが、やはり1名、2名の専用の調理職員が必要であるということが言われております。

スペース的には、50平米とか100平米とかいうところかなとは思いますが、その確実な平米数については試算はしておりません。以上でございます。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） どのくらいというのがわからないということですが、もし、現在の敷地で建て替えをしても、アレルギー食の対応、実施が難しいというふうにお考えなんだろうというふうに思うんですね。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 建て替えにつきましては、先ほど管理者がお答えしましたように、現時点では特に決まっておきませんので、今の場所に建て替えるのか、それから、別の場所に用地を求めて建て替えるのか、いずれの方法になっても、新規に建て替えるとしたら、このアレルギー代替食、除去食ができるスペースは必ず確保しなければいけないのかと考えております。以上です。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） もし、それが確保できるのかどうかということがすごく大事なことだと思いますので、どうしたら敷地で確保できるのかという検討を、3階建てにするとか、いろんな方法があると思いますので、そういったところは今後、考えていただきたいと思います。

現在、食物アレルギーのある生徒さんへの配膳というのは、食べられないメニューは外して、残ったものを食べる、またはお弁当ということですが、これは実際にはどういう状況なのか、見てみないとなかなか実感としてわからないと思います。

先月、10月3日に視察しましたふじみ野市菜の花給食センターで給食を試食させていただきましたけれども、大変おいしくいただきました。中学生のメニューでしたけれども、大人の男性にはちょっと足りないかなというような印象がありましたけれども、当日の給食の配膳と、それから、除去食の配膳が並べて提示をしてありました。私もそ

れを拝見しまして、「えっ、これしかないんだ」というふうに、それを見た時に思いました。見た目がやはり全然違います。除去食なので、アレルギーの原因となる食材が抜いてある状況ですけれども、通常の配膳に比べてとても少ないなというふうに感じました。

その上に、我が羽村・瑞穂地区の当給食センターでは、そういう除去食さえもやっていないわけですので、もろに食材ではなく品数が1品とかって全体が抜けるっていう状況になっていると思います。もともとたくさんの品数があるわけではないので、1品でも抜かれると体形の印象というのはとても変わるとは思います。当給食センターのアレルギー食の配膳というのは見られたことがあるのかどうか。そして、その印象などをお伺いいたします。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 当組合が提供します給食につきましては、御承知のとおり除去とか代替食は行っていないという状況でございます。先ほどお答えしましたとおり、事前に保護者のほうに情報提供いたしまして、当日、保護者から子どもにそれを食べないようという対応をしております。

献立によっては、やはり主食が食べられないようなこともございますので、そういった場合は、副食としてご家庭から持ってきていただくというような対応をとってございます。

見た印象と言いますと、配膳は通常通りしてしまいますので、食べ残しが増えるというところが、現時点では見た印象としてはございます。

代替食、除去食をやられるところにつきましては、ふじみ野市でも、1品除去しますと少なく、例えば、それに代替のものがあれば添えるというような対応もしているそうでございますけれども、献立によってはやはり少なくなってしまうような時もあるようでございます。以上です。

○議 長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） 菜の花学校給食センターを拝見させていただいて、改めて食物アレルギーのある子どもたちを含め、おいしい安全な給食をみんなが楽しんで食べられるということの大切さを強く実感しました。

アレルギー対応が必要なお子さんが130人、また申請をされている方が、先ほど560人近い生徒さんが申請をされているということで、かなり多いと思いますが、今の現状ですと、建物があと15年ほどもつということで、建設されるまで現状のまま続くことになってしまうのかなと思いますけれども、この現状に対してどのようなお考えかお伺いできればと思います。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 食物アレルギーの除去食、代替食につきましては、これまでも組合の中で検討してきた経緯がございます。一時は、小さいスペースの中で、鶏卵アレルギーを抜いた除去食等の対応ができるのではないかと検討もしまして、実施に向けて調整はしてきたんですが、同じ年に調布市で児童が亡くなりまして、そんなこともありまして、またさらに慎重に検討した結果、現施設では、子どもの安全を考えますと、万全ではないということで実施できていないというような状況です。

できれば何らかの対応をして、アレルギーがあるお子さんも同じ物を楽しく給食で

摂っていただきたいという気持ちはございますが、現時点では、現状の対応をまたさらに嚴重にしまして、アレルギーを原因とした事故が起きないように努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） アレルギー食の外注ということについては、先ほど、検討されたことがあるというお答えでしたよね。それについては検討されたことがあるのかお伺いをいたします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） アレルギーの除去食というのは、実際、献立の中のもの除去するという考えですので、外注というものでは対応できないという、そぐわないと思います。代替食、代わりの物というのは、考えますと、デリバリーのお弁当とか、代わりの給食ということになってしまいますが、以前も検討した経過がございますが、やはり費用的なものとか、あとは他の給食費との関係とかそういうところがございまして、なかなか代替食の外注というのは難しいのではないかとというようなところでございます。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） わかりました。安心しておいしい給食が食べられるようにするためにも、先ほど建て替えの際は、そういったアレルギー対応も考えていくということでもございましたので、早期建て替えを望むものですが、先ほど（2）の今後の小中学校給食組合検討委員会の立ち上げについては、予定はないけれども、今後の課題というお答えでした。

第一給食センターは昭和47年5月から運営開始されている。ということは現在、45年経つわけだと思いますが、第二給食センターも40年以上ということで、現在の第一給食センターは平成20年度に耐震工事が行われて、築60年ぐらまでは大丈夫ということでしたけれども、それまでは大きな地震が来ても耐えられる状況にあるというお考えなのか、確認させてください。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 平成16年に、第一、第二センターとも耐震の診断をいたしまして、第二センターにつきましては、耐震診断の結果、耐震性があると判断されました。第一センターのほうは、耐震性がないので耐震工事が必要ということで平成20年に工事をいたしましたが、もう耐震工事をいたしますと、その土地の地盤とか建物の構造にもよることなんです、おおむね震度7程度には耐え得るというふうなお話を専門家のほうからは聞いております。以上です。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） わかりました。

今後、いずれは建て替えをしなくちゃならないわけですが、給食センターの建て替えで一番の課題というのは、費用をどうするかということだと思いますけれども、お隣の福生市では防災食育センターということで、災害時は、約1万5,000人に、1人1日2個のおにぎりとお汁物を3日間にわたって提供ができるようにされています。給食の配送が災害時の配送訓練ということになっているそうです。建築費の約30億円の7

5%を防衛省の交付金で賄ったようですけれども、このような防災と食育を兼ねた防災というのは、福生市だけではなくて北海道の白老町とか、福岡県の行橋市、鹿児島県の喜界町など、全国で基地周辺の地域では防衛費の交付金を活用してつくられるケースが近年は増えているようでございます。

基地周辺にある自治体だからこそ受けられるこの補助率の高い交付金なんですけれども、羽村市や瑞穂町でも横田基地に面しているわけですが、この防衛費の補助金や交付金を活用することは可能なかどうか、掌握をされておられるかどうかお伺いをいたします。

○議長（下野義子） 管理者。

○管理者（並木 心） ・・問題、それぞれ負担を各構成市町に負担をお願いするわけですので、その財政的な現状を見ながら建て替えとかそういう大事な要素でございます。

ただ、基本的には、その子どもがきちんと安全な給食を食べられるかどうかというのが目的でございますので、その目的のためにはお金だとかいろんなそれらをきちんと揃えてやらなくてはならないというのは第一であると承知しております。それを今、協議しておりますけれども、今の状況の中でできるだけやっていこうということで、それも致命的な欠陥にはなっていないということと、それから、前も、構成市2つでやっておりますので、この自校方式とかセンター方式とか、経営そのものの関係がそれぞれのコンセンサスとかこれからもあるだろうというようなところと、今回、給食費の無料化とかいろいろな形で状況が動いてきております。代替食を自分で作ってきて、持ってきたものは無料とかそういういろいろな技術的なものもいっぱい出てくるところがあります。

これは私自身個人の考えにもなりますけれども、やはり我が子のアレルギーと成長の第一の責任者は親だというふうに思っております。親が自分の子どもの成長のために、今の段階ではこの代替食をこういうパーセンテージで食べさせたいと、食べさせて、そこから成長してやっていこうと、こういうのは一律に我々が安全だということで提供する食糧を、そのお子さんが、いわゆる親がそこまで気を使って出してくれていると、こういう場面は、というか、それほどネガティブな場面ではないと思います。学校訪問はさせていただいておりますが、それぞれの給食ところで一緒に食べさせていただくこともあるんですけれども、その中の30人とか40人の中で持ってきた人の子どもは、ちょっとつらい思いだとかそういうふうな場面というのは全くないので、給食の中では定着してきておられる。その個別性みたいなのも、ある意味では重要な要素だというふうに思っているところでございます。

そして、福生のところでございますが、そういう形で有効活用できて、それが給食センターをつくるという目的のために防衛の補助とかそういうものを使えるということで、先ほど言ったように、福生市がやったことですから、私はよくはわかりませんが、そのためにいろんなメニューをそろえてやっていくと。ただ、防災とかそういうものについては、また並列して合理化したものにしていかどうかと、拠点だけで全部賄えるとかいろいろありますので、瑞穂町も羽村市も防災とかそういう目的のためには、それなりの計画と予算的措置を立ててその中でやっていくという、それを試算化する形というのは余り望ましくないのかもしれませんが、私がそういうことを言うのもお

かしいし、そういう財政の中で二つの混合したものがかなうような状況については、随時状況を、何にする何にするに着目しながら、機会を見て、検討してみまして。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） 今、ご答弁がありましたように、いろいろな課題というものが存在することはあると思いますので、だからこそこういった検討していく機会が必要なのではないかなというふうに、いろんな課題が今起こっている中で、羽村・瑞穂の給食、子どもたちに安全な給食を提供するためにどうしたらいいのかということを検討していく機会というのは、やはり必要なのかなというふうに思って、こういった建設の建て替えを含めてこういった検討を進めてはどうかということで提案させていただきました。

現在、運営の形態のあり方なんですけれども、現在の運営形態のように、羽村市と瑞穂町との一部事務組合のセンター方式、それぞれの市町単独のセンター方式など考えられるわけなんですけれども、これまで一部事務組合で運営されてこられて、それぞれメリット、デメリット、どういうふうにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 羽村・瑞穂地区学校給食組合につきましては、昭和47年から一部事務組合ということでスタートいたしております。これは都内でも今、ここだけと。全国的に見ても、なかなか少ない現状でございますが、メリットといたしましては、1市1町ということで、広域的なスケールメリットから発生いたしまして、食材等につきましても、二つで安価に購入することができる。また、職員につきましても、個々の学校、自校式で作りますとこれ以上職員が必要なわけですが、広域でいたしますと、やはり少ない職員で効率的に給食が配食できるというふうなことでございます。

デメリットという、学校に給食センターから配食する時間がかかるということと、自校式であればその場で提供できるというふうなことがございますが、比較いたしますと、一部事務組合で広域的に発注するというのは効率的なこと。そしてまた、これから急激には少子化には向かいませんが、徐々に少子化に向かうことによりまして、やはり一つの自治体で実施するよりは、こういった形もメリットがあるのではないかと思います。以上です。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） わかりました。

また、運営形態で市や一部事務組合での直営というのと、PFI方式による民間委託という運営形態があると思いますけれども、それぞれのメリット、デメリットはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 給食センターの運営方法ですが、直営方式と、調理だけでございますけれども、民間に委託するような方法がございまして、それぞれに実施している自治体がございます。直接運営する方式については、やはり人事管理面で全ての職員をその自治体で採用して管理をしていく。民間の委託につきましては、調理運営につきましては、民間の職員に全て委託をして実施するというので、それぞれメリット、デメリットというのは存在すると思いますが、その辺については精査しておりませんけれど

も、そういった違いがあると認識しております。

○議長（下野義子） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 一部事務組合でやろうということは、まさにセンター方式でやろうということでつくられて、同じメリット、共通目標で運営しているわけでございます。そういう意味で、給食をどういうふうな位置づけにするかという中で、給食はもう授業の一環として、これも子どもたちの成長とか授業の中の教科として、給食の時間で食べるとかそういうようなところを位置づけていけば、センター方式でやるんじゃなくて直営でやれば、先生も、それから、保護者も一緒になってできるという形も、そういうことが大変いいということになれば、給食センター自体の組織が、目的として、いろんな方がいて、利害で最大公約数をとってやる組織ではありませんので、それをまた建物を考えてそういう方向性が出てくる。ですから、先ほど検討委員会というのがありましたけれども、先ほどの施設とかそういうある面、そうするとセンターの中の検討委員会になるかもしれませんけれども、今言った直営でやるだとか、そういうのを学校教育組合の中に教育委員会があるわけで、それは羽村市の教育委員会と瑞穂町の教育委員会を合わせ技とした独自の教育委員会が給食センターにあるんですね。そこでの決定と、そういうのと、ハード面、行政のセンターとの違いといいますか、そういうのもありますので、ですから、どんなふうに検討しながら、両方検討する、両方一緒に考えていかなければならないものなんですけれども、もう給食費の集め方にしても、学校でやるんだと、校長先生が集めるというような事業という形になってくると、振込でやれとかいろいろあります。それだけでも給食センターでやることの形というのはいろいろありますね。ですから、議論としても、予算、平等に入れてどういうふうにしようかという議論については、なかなか、それよりも、もう使命を果たしたと、2つの自治体でやると、そういうもの、そして次の検討をしていく、これはもうやめて、次の新たな給食のあり方を考えようというのが適切な管理かなという気はしております。

ですから、そういう方向性というのを、どこでどういう立場で出しているかということで、一部事務組合の教育委員会も、教育長おられますけれども、また、私は管理者としてそういうところのなかなか入りきれない。結論を出すときには、絶対的な切り口かなという気はして、なおかつ原点にいけば、もう使命が終わっているのだったらそれは新たな検討にはなりませんね。給食センターとして機能。

○議長（下野義子） 教育長。

○教育長（桜沢 修） 幾つかご質問をいただきました。

まず、自校方式については、学校施設内でその学校で給食を調理し、提供するという形でしたが、これ、今の規模の学校敷地、学校面積、そういったところで考えると、非常に厳しいところにあるというのがあります。

それで、もう一つ、今度は委託の関係というところでもありますけれども、それについては、調理業務だけを、今も新体制の中で一部事務組合の組織の中で調理員を直接雇用しながらやっていくという方式について、これの形を今やっておりますけれども、今後どういう形にしていくかというのは、検討は必要かなというふうには思っています。

それから、先ほど申し上げましたけれども、PFI方式の一番のメリットというのは、建設当初の資金を民間がそれを賄い、そしてそれによって建物を建築した上でその運営

もしていただきながら、実際、いわゆる出資者のほうが当初の運営資金を返してくれというやり方で、一義的な資金運営についてはメリットがあるというのは当然ですが、それはこの施設を、第一、第二センターを建て替えるとかそういったところでの議論になるんだなというふうには思っています。

まずは、そういった意味で、ずっと今までやってきました学校給食組合の一部事務組合としての運営形態での取り組みというのは、まだ羽村町、瑞穂町の時代からの共同調理ですので、当時、児童数等も増えてはいませんが、一緒になってやっていくことによるスケールメリット、そこが一番の長所だったんだなというふうには思っています。

今後、先ほどのアレルギーの部分も含めまして、今の学校給食の流れの中では、個別個々にそういった対応ができるようなものというのが必要なのかなとは思いますが、管理者のほうから今お答えしましたように、できる限りの形で共同でのセンター方式で提供できるもの、それから、個々の保護者が対応するものというのも、当然、必要になってきます。

いずれにいたしましても、そういった課題がこれからの長い期間やっていく中で、どういう方向性でいくのかという部分は、今後、教育委員会の判断、羽村・瑞穂地区学校給食組合の教育委員会の中でも将来的には検討するところなんだなというふうには捉えておりますけれども、現段階で、今すぐにその体制をとらなければいけないというふうな状況ではないというふうには認識をしているところではございます。以上です。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） ありがとうございます。

先ほど伺ったのは、自校方式ではなくて、一部事務組合の直営と民間委託とのそれぞれのメリット、デメリットを伺いさせていただきました。私もPFI方式というのは、民間の資金で建てるので、建設費用が一時的にはかからず、例えば、15年かけて返していくとかそういったことですので、メリットはあると思いますけれども、委託ということで、事務事業の継続とか維持管理などの配慮は必要というふうに考えております。

全国では、給食がおいしくなくて、残菜がものすごく多いという給食の問題も出ているわけですが、安全でおいしい給食が提供できるか、事業が安定して継続していけるなどの視点というのは大事だと思いますが、この点に関してはどのようにお考えなのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（下野義子） 教育長。

○教育長（桜沢 修） 民間委託にするというようなことでの検討というのも、経費の削減や、または、調理する職員の雇用の問題等々では検討はしていくことなのかなというふうには思いますけれども、今回、大磯町ですとかあいつたところで、お弁当屋さんで民間委託をして弁当を配送しましたが、おいしくなくて残ってしまうというような、非常にいろんな異物が混入しているとか問題もありました。全てがそういう民間業者ではないというふうには思っておりますけれども、大体そういう意味で、直接羽村市、瑞穂町の子どもたちに安全で安心して食べられるようなおいしい給食をつくるというそういったところでは、今、センター方式でやっております一部事務組合としての給食センターでの調理の、できることならそういった形でいい給食を届けていける、今、状態にもあるかなというふうには思いますし、その形を続けていくというのは、子どもたちに

とってもいいことなんだなというふうに思っております。

私も、各学校で給食を子どもたちと一緒に食べさせていただきましても、少し前、食べた味は大変おいしいですし、子どもたちも食べながら感想等を聞くと、おいしいという話も出ていますし、そして、直接栄養士が一つひとつの献立の中で栄養価を摂るといようなこともきちっとやりながら、子どもたちにとっての健康面、それから栄養面といったようなところでも、しっかり考えながら調理をしていくというところでは、本当に大きなメリットなんだなというふうには考えています。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） わかりました。現状がかなり満足というか、ある程度満たされた状態で、今、運営されているということはよくわかりました。

今後の建て替えについてですけれども、今、第一センター、第二センターとあるわけですけれども、どちらかを売ってどちらかの施設をつくるということなんかも、今後、検討されていかれるのかなって、そんなことも含めて一つとして考えていただければなと思うんですけれども、今後、もし建て替えるとしたら、どの段階で、どなたが決定をされて、建設されるまでどのようなプロセスを経て進められていくのか、このプロセスというか、今後の計画というか、それをお伺いいたします。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 建て替え時期をいつに捉えるかというご質問かと思いますが、ただいま管理者からお答えしましたとおり、現状の施設につきましては、耐震性を確保して、設備につきましては、保守点検、修繕、買い替えを行って、現在、運営しております。

建て替え時期につきましては、耐用年数が一つの目安となりますが、長寿命化していく中で判断していくことも重要であると考えております。そういった点で今後の課題であると捉えているということで、現時点では建て替えというような明確なお答えはできないということでございます。以上です。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5番（西川美佐保） すみません、今お伺いしたのは、建設されるまでどのようなプロセスを経て建設にいくか。例えば、学校のそれぞれの瑞穂町、羽村市でそれぞれ検討委員会を設置して、その意見を集約して、こういう過程を経て建設に向かうというその一連の流れを伺ったんですけれども、それもちょっとまだわからないということでしょうか。

○議長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） 失礼いたしました。建て替え時期が明確に設定されれば、通常であれば、それから数年前からやはり検討委員会というのを設置いたしまして、例えば、市町の職員、そして一部事務組合でたたき台といいますか、計画案をつくりながら、それぞれ教育委員会、それから正副管理者会議等を経まして計画をつくっていくものと考えております。

ですので、現時点では建て替える時期が特に明確になっておりませんので取り組んでおりませんが、造るとなれば、そういったプロセスは踏んでいくのではないかなと考えております。以上です。

○5 番（西川美佐保） 以上で終わります。

○議 長（下野義子） では、これをもちまして一般質問を終わります。  
暫時休憩といたします。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

○議 長（下野義子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、認定第1号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定」につきましてご説明いたします。

平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額4億1,770万81円、歳出総額3億9,770万1,822円、歳入歳出差引残額1,999万8,259円が翌年度繰越額となりました。

歳入の主なものは、両市町からの分賦金が3億8,836万2,000円で、歳入総額の92.98%を占めています。

次に、前年度繰越金は2,919万903円で、6.99%であります。

次に、歳出であります。議会費は65万7,330円で、歳出総額の0.16%を占め、事務所費は1億816万1,879円で、全体の27.20%を占め、教育費が2億8,888万2,613円で、全体の72.64%となっております。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） 事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

初めに歳入になります。

第1款分賦金は、当初予算額、収入済額とも3億8,836万2,000円で、前年度と比較しまして98万1,000円の減でございます。

分賦金の負担割合の基礎となります児童・生徒数は、平成28年5月1日現在で、羽村市が4,448人、瑞穂町が2,606人で、負担割合は、羽村市が63.06%、分賦金は2億4,490万1,000円、瑞穂町が36.94%、分賦金は1億4,346万1,000円でございます。

次に、第2款の繰越金は、当初予算額は2,400万円、補正予算で519万円を増額し、予算現額は2,919万円で、調定額及び収入済額は2,919万903円となり、前年度と比較して1,095万9,840円の増でございます。

次に、第3款の諸収入は、当初予算額11万4,000円、調定額、収入済額14万7,178円、前年度と比較して23万3,380円の減でございます。

以上、歳入合計は、当初予算額が4億1,247万6,000円、補正予算額519万円、予算現額は4億1,766万6,000円で、調定額及び収入済額は4億1,770万81円でございます。収入済額は前年度比71万5,460円の増となっております。

ます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。歳出でございます。

初めに、第1款議会費は、当初予算額は76万5,000円、支出済額65万7,330円、支出の構成比率は0.16%でございます。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託にかかる経費でございます。

次に、第2款事務所費でございます。当初予算1億993万1,000円、補正予算74万1,000円を増額しまして、予算現額は1億1,067万2,000円、支出済額は1億816万1,879円で、支出の構成比率は27.20%でございます。

まず、第1目一般管理費でございますが、当初予算額は1億987万5,000円、補正予算74万1,000円を増額しまして、予算現額は1億1,061万6,000円、支出済額は1億810万6,879円で、執行率は97.73%でございます。

なお、不用額の主な理由でございますが、職員手当等の時間外手当で実績が下がったこと、共済費の臨時職員社会保険料が不用になったこと、賃金では、臨時職員の雇用を応募しておりましたが、年度途中の雇用になったことなどによるものでございます。

主な内訳ですが、給料は、正副管理者及び一般職員10人分の給料で、支出済額が4,559万2,740円でございます。

次に、職員手当等は前年度比11万1,936円の増でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

委託料でございますが、支出済額が519万2,445円で、こちらは新たな委託といたしまして、財務書類作成支援業務委託料、給与電算システム修正委託料がございます。

続きまして、14、15ページをお開きください。

第2項監査委員費でございますが、当初予算額は5万6,000円、支出済額は5万5,000円で、監査委員2名の報酬でございます。

次に、第3款教育費でございます。当初予算2億9,976万8,000円、補正予算92万円を減額し、予算現額は2億9,884万8,000円、支出済額は2億8,888万2,613円で、執行率は96.67%、支出済額の構成比率は72.64%でございます。

まず、第1項教育総務費でございますが、第1目教育委員会費、当初予算額、予算現額ともに41万1,000円、支出済額は12万2,654円で、主なものは、教育委員会委員報酬などでございます。

次に、第2項保健体育費の第1目学校給食費でございますが、当初予算額は2億9,835万7,000円、補正予算で92万円を減額しまして、予算現額は2億9,743万7,000円で、支出済額は2億8,875万9,959円でございます。

内訳でございますが、報酬は、支出済額は1,011万2,830円、こちらは運営審議会委員及び調理補助の嘱託員報酬でございます。また、給料及び職員手当等は、調理員の給料等でございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

まず、賃金でございますが、支出済額が1,657万8,435円で、調理補助の臨時職員賃金でございます。

需用費は、支出済額は6,064万3,727円で、フライ箱、カップ等の給食用消耗品の買い替え、光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等でございます。

次に、委託料でございますが、支出済額が5,298万1,136円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料でございます。

使用料及び賃借料は、給食献立システム等機器等の賃借料で、支出済額は116万2,404円でございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

備品購入費は、支出済額が2,729万9,052円で、老朽化したしました超高压食缶洗浄機・下洗い用シンク等の購入でございます。

次に、第2目施設整備費でございますが、当初予算額は100万円は支出がございません。

次に、第4款公債費は、当初予算額が1万2,000円で、支出はございません。

次に、第5款予備費でございますが、当初予算額が200万円、補正予算で536万9,000円を増額し、予算現額を736万9,000円といたしましたが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は、当初予算額が4億1,247万6,000円、補正予算で519万円を増額しまして、予算現額は4億1,766万6,000円で、支出済額は3億9,770万1,822円でございます。

続きまして、20ページをお開きください。こちらは平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が4億1,770万81円、歳出総額が3億9,770万1,822円で、歳入歳出差引額が1,999万8,259円となりまして、実質収支も同額でございます。

次に、22、23ページをお開きください。こちらは財産に関する調書でございますが、決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。

最後になりますが、24ページをお開きください。物品関係の調書でございます。こちらの決算年度中の増減につきましては、記載のとおりでございますが、7つの掲載の品目につきまして買い替え等を行ったということになっております。

以上で、平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせていただきます。

○議 長（下野義子） 以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。渡辺代表監査委員。

○監査委員（渡辺 晃） 平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の監査結果についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月17日午後1時30分より、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、吉野委員とともに並木管理者、田中会計管理者、その他関係職員の立会いのもと、監査を実施いたしました。

審査にあたりましては、管理者から提出された決算書が適法な手続きにより作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的

に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

以上、平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算監査結果の報告を終わります。

○議 長（下野義子） 以上をもって、監査審査意見の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、発言を許します。質疑ありませんか。鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） 決算書の17ページですけれども、もしかしたら補正でやったかなという可能性もあるので、記憶にないものですから確認の意味で伺いたいと思います。

学校給食費の中の11需用費の中で施設修繕料ですけれども、予算が400万円ぐらいあったんですね。決算が1,000万円ぐらいになったと。これはボイラーだったからという点。それから、そのすぐ下の備品等修繕料、これは予算は200万円でしたけれども、決算は620万円ありまして、この内容が何かということをお聞きします。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

まず、施設修繕料でございますが、施設修繕につきましては、平成28年度15件の修繕を実施しております。

内訳としましては、第一センターが11件、第二センターが4件でございます。

主な修繕の内容でございますが、第一センターでは、ボイラーの配管修繕、これが194万4,000円でございます。ほかにも第一センターの荷受けプラットホーム、床、配送室、休憩室の壁の修繕、これが86万4,000円でございます。第一センターは、そのほかにも第一センターの浄化槽用のブロアの交換、これが60万4,800円でございます。そういった第一センターでは以上11件ございまして、第二センターの4件につきましても、主なものでございますが、調理場内の蒸気、給水配管の修繕85万3,200円等が含まれております。

なお、この修繕につきましては、補正予算で対応させていただいております。

次に、備品修繕でございますが、備品修繕は5件の備品を修繕しております。第一センターが1件、第二センターが4件ということでございまして、主な修繕でございますが、大きいものが第二センターの調理場冷蔵庫、冷凍庫の冷凍機、これが388万8,000円でございます。これも補正予算で対応させていただいております。以上でございます。

○議 長（下野義子） 鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） 補正だったんですね、失礼しました。

全体としましては、予算に対してかなり決算額膨らんだなという印象がありまして、建物の老朽化というのは進んでいるというふうに一般質問があったんですけれども、機器もかなりやっぱり予想よりも故障ですとかがあったのかなという印象を持ちました。

今後、どういう感じになっていくという予想というか、思っているのか。同じようにかなりやっぱり修繕ですとか。あるいはかなり入れ替えが済んだから、今後はもう何も

膨らまないというふうに思っているのか、ちょっとその辺の様子を知りたいと思います。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

施設、備品の修繕料につきましては、先ほども施設の関係で申し上げていますが、施設の長寿命化ということから、修繕は必須のものだと考えております。そのような中で、備品も買い換え時期に来ているものがありますので、そういった中で、5年サイクルの順番をつけまして、その中で緊急性の高いもの、あるいは年数が既に来てしまうものについては、備品は買い換えてまいります。また、修繕につきましては、やはりここを直したいというものは幾つか出ておりますので、優先順位をつけて随時計画的に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。印南議員。

○2番（印南修太） 決算書の11ページの一般管理費、07賃金の臨時職員の賃金のことなんですけれども、先ほど局長からの説明で、年度初めに募集をかけて中途の採用になったと。この給食組合だけのことじゃないと思うんですけれども、人材確保の採用のために工夫したところ、もう少し詳しく説明していただけないでしょうか。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

議員ご質問の賃金につきましては、これは事務所の賃金になります。2名分の賃金でございます。第一センターの事務のほうの関係の賃金となります。

それと17ページの07賃金1,657万8,435円、こちらが調理場で働いていただく方の臨時職員の賃金ということになります。これは現在、第一センターでは午前9人、午後11人、第二センターでは午前6人、午後4人の臨時職員の方を平成28年度は雇用しておりました。やはりご都合でおやめになられる方等もいらっしゃいますが、随時募集をかけて、この人数を維持していくように努力はしておりますが、やはり途中ですとなかなか集まらない時等がございますので、その場合におきましては、この人数の中で、午前の方にまた午後も出ていただいたり、そういった調整をしながら新しい方が見えるまで雇用している状況でございます。以上です。

○議長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。鈴木議員。

○3番（鈴木拓也） 1項目、事務報告書のほうでお聞きしたいんですけれども、6ページです。職員係で職員提案制度というのがありまして、具体的にどのような提案があったのかどうかを聞きます。

続きまして、2点目、同じく事務報告書18ページ、公務災害の状況のところです。平成28年度は4件の公務災害が報告されていますけれども、その内容がどのようなものだったのかをお聞きします。

それから、最後3点目なんですけれども、同じく事務報告書の26ページ、地場産野菜等の利用促進のところなんですけれども、平成28年度は比率は5ポイントほど上昇して、随分上がったかなと思ったんですけれども、よく見てみると、トータルの使用数も減っているものですから、その後、地場産野菜の重さはそんなに変わっていないというふうに理解したんです。ただ、その具体的中身を見ますと、その他5品というところが5,664キログラム。平成27年度なんか比べるとかなり大きく増えている。

ただ、これはよく見ると使用率には関係ない、参考的な数値みたいになっているのかなというふうに思ったんですけども、お聞きしたいのは、その他5品というところが大きく膨らんできた理由を教えてください。

それから、そもそもの話としまして、見ていて「おや」と思ったんですけども、例えば、ヤーコンとありますよね。ヤーコンは平成28年度はその他5品に入っているんですよ。ところが平成26年は14品の中に入って、同じ野菜なのに地場産野菜の計算のほうに入る場合と入らない場合と違ってあって、その辺の仕組みを多分私は知らないんだなと思ったんですけども、ちょっと端的に、簡単に教えていただけないかなというふうに思ったんです。

それから、3点目は、今後、その他野菜が増えてきますので、この地場産野菜使用率というのは、もしかしたら野菜10品で限られたものだけで計算しますから、余り変化ないかもしれないんですけども、その他の品目はかなり増えてくるというもしかしたら可能性があるのかななんて思うんですけども、今後どういう見通しをもっているのか、3点目、その点お聞きします。以上です。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

1点目の職員提案制度でございますが、昨年度から始めまして、昨年度21件の応募がございました。

応募内容につきましては、さまざまな提案があったわけですが、その中で、提案制度の審査結果として、努力賞を3件ということで実施させていただきました。

3件の内容でございますが、一つは、「職員の特技を生かしたおかしづくり」というものでございます。もう1点は、「栄養教諭、栄養職員による授業の実施」、3点目が「米飯給食の回数を増やす」といった内容でございます。

あとの21件につきましては選外となりましたが、この制度は、実施する、検討する、実施しないという3段階に分けて検討してまいりまして、努力賞に値するものは、実施するが1件、検討するが2件となっております。そのうちのおかしづくりについては実施するというので、今年度、予定をしていくところでございます。

次に、2点目の公務災害についてでございますが、4件ということで予算が増えてしまった。前年度に比べて4件ということで、「0」が「4」になってしまったんですけども、この内容でございますが、技能職が3件、事務職が1件ということでございまして、まず、技能職のほうの公務災害につきましては、食缶を左足に落として骨折、包丁で左人差し指を切る、通路脇の柱に荷物を運搬中、左手をぶつけて薬指を負傷といったものが理由でございます。

事務所での1件につきましては、階段から足を踏み外し転倒。左手関節捻挫という内容でございます。

いずれも、ちょっと突発的な事故でありまして、この件につきましては、ひやり・ハツトについて職場全体で情報を共有し、労働安全衛生の面から同じことが起きないように対策を考え、安全を管理しております。

3点目の地場産野菜のまず品数でございますが、10品ということで、これは地元の羽村市と瑞穂町の生産者の方々とのいろいろ話合い等も交えまして、その中で契約栽培

する品目や、あるいは入札の品目等を調整しているところでございます。

その他5品といいますのは、上にも書いてあります米印の地場産野菜使用率：「日本食品標準成分表」における野菜の使用率というのが、その他5品が入っていないものでございまして、その分をその他ということに表示させていただいております。

ヤーコンにつきましては、平成26年度に出ているんですが、その後、地元の生産者の方がヤーコンは難しいと。平成27年度についてはヤーコンは難しいということですが、これは平成28年度に気がついたところでございますが、日本食品標準成分表における野菜ではないということが平成28年度にわかりまして、ヤーコンにつきましては、その他の5品というところに記載させていただいております。

今後の地場産野菜の活用につきましては、やはり地元の野菜、安全安心で、顔の見える野菜ということで、地元の生産者とも協議しながら、また、今後も続けてまいりたいと考えております。

あと、パーセンテージにつきましても、徐々に、20%を超えているところでございますが、維持するか、あるいは少し高めていきたいとは考えております。以上でございます。

○議 長（下野義子） 鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） はい、わかりました。

1点目の職員提案制度、わかりました。決算額9,000円というのは、何か努力賞3人の方掛ける3,000円とか、何かそんなことなのかなと、ちょっと確認させてください。

それから、2点目のけがはわかりました。

それから、3点目の地場産の話なんですけれども、平成26年度と平成28年度を比べますと、平成26年度はヤーコンと里芋と京芋は食品成分表の野菜だということで計算していましたよね。ところが、平成28年度はその三つはその表の野菜じゃないということで計算していますよね。つまり、これは平成26年度時点はちょっと間違いがあった。つまり、実際の比率は17.47%よりも低かったという、今振り返るとね。そういうことになるんですかね、きっと。あるいは表が変わったという可能性もあるかなと思ったんですけれども、ちょっとそこを、勉強すればいいんでしょうけれども、もし今わかることがあれば、教えていただければと。

それから、地場産野菜使用率というのは、日本食品標準成分表を使ってしか計算できないんですけれども、その他が増えていますから、実際には比率は上がってきているのかなというふうに思っています。ヤーコン、里芋、京芋のところだけ教えてください。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

1点目の9,000円でございますが、3,000円の図書カードを掛ける3人ということでございます。

2点目のその他野菜の関係ですが、平成26年度は成分表そのものの存在がわからなかったということで、成分表に基づいていないで記載しているという状況でございます。平成28年度から成分表があるということで、成分表とその他の野菜に分けたということでございます。以上です。

○3 番（鈴木拓也） わかりました。

○議 長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。森議員。

○6 番（森 亘） 5点あるのですが、一括でよろしいですか。

それでは、1点目なんですけど、事務報告書の1ページになりますが、平成28年度の組合の概要というところがありまして、その用地費というのがありますが、平成28年度の段階で全部で用地が第一センターで4,800万円というのですけども、これはここに記載されたのは、簿価なのか、それとも時価会計、このような資産というふうに見込んであるのか、それは確認したいと思います。

それから、2点目なんですけど、2点目は、ページは13ページなんです。ホームページの関係なんですけども、12万5,000円ほど支出しておりますが、平成28年度、何件ぐらいのアクセス数があり、そして、更新が大体どのくらい行われたのか、わかったら教えてください。

それから、3点目なんですけど、17ページになります。これ、事務報告書の17ページにありますが、職員が勧奨退職1名というふうに記載されております。ふつう、勧奨退職というのは、要するに、やめるように勧めるというのが普通一般的な勧奨退職なんですけど、これを見ると、分限と懲戒の対象にもなっていないのに勧奨退職1名というふうになっております。この理由についてお示しいただきたいというふうに思います。

それから、4点目なんですけど、退職者が出たということで、その間内では、異物混入のリスクを考えると三層シンクというものに対して、恐らく、ここが一番異物混入を排除できる場所ではないかと思うんですけども、この辺の体制、平成28年度はどのような体制が組まれたのか、この点について確認させてください。

それから、5点目なんですけど、これは平成28年度との関係、あるのか、ないのかも含めてお答え願いたいと思いますが、異物混入と食中毒になった場合、それが発生した場合に、その対応マニュアルというのはこちらのほうでは用意されているのか、そういう検討がなされたのか、その辺について確認します。以上です。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

1点目の用地費でございますが、これは当時の金額を掲載しております。

2点目のホームページ、公式サイトの関係でございますが、これはアクセス数については今、把握しておりません。更新ですが、これは毎日更新しております。何かといいますと、「本日の給食」ということで、小学校と中学校は必ず給食、こういうのを出しましたということで職員のほうで更新して掲載しているところがございます。

3点目の勧奨退職の件でございますが、これ、勧奨退職につきましては、「高齢職員等の退職の特例に関する要綱」というのを定めておりまして、この中で退職時の年齢が50歳以上、かつ勤続期間25年以上の職員で羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職職員の定年等に関する条例第2条に規定する「退職日前10年から6月までに、その非違によることなく勧奨を受けて退職した者」ということで規定されておりますので、このような中で、組合としましても対象者には情報を収集して駆使しているところがございます。

5点目の三層シンクの体制でございますが、調理員が1人やめましたけど、野菜の下洗

い、下処理等につきましては、臨時職員で対応しているところがございますので、その辺はしっかり下洗い等は処理されているところでございます。

異物と食中毒のマニュアルでございますが、異物混入につきましては、対応が決まっております。マニュアル化しているところでございますが、食中毒の対応につきましても、緊急連絡先等の体制は整備されています。マニュアルも作成してあります、両方とも。以上でございます。

○議長（下野義子） 森議員。

○6番（森 亘） わかりました。それでは、再質問させていただきます。

簿価会計ということですね、はい、わかりました。

そして、2点目のホームページの関係なんです。毎日更新しているということなんですけれども、少しホームページのありよう自体が少し脆弱なニュアンスを持たざるを得ないかなということなんです。

先ほど言われた5点目の異物対応マニュアルとか作成されているということなんです。これ、他の給食センターなんかを見させていただきますと、ちゃんとマニュアルができていまして、一般の方でも見られるようになっていくというふうになっています。

あともう一つ、センターのところのホームページのトップページのところ、給食センターの概要というところなんです。このところダブっちゃっているんです。これホームページ上。ということは、恐らく、これは毎日更新はされているんですけれども、全体をとおしてそのチェックみたいなものというのがどうだったのだろうか。

一方で、このホームページの作成については、この予算の中で出ていないということ、恐らく、職員の方が主体的に行っているのではないかと。これについては高く評価するんですが、載せる部分につきましては、やはりある程度、情報公開また説明責任の時代でございますので、ある程度、そこら辺の創意工夫というのはするべきではないかと思うんですが、この点についての検討みたいなものというのか、話し合いとかそういうことはなかったのでしょうか。そういった点を確認いたします。

勸奨退職については、おおむねわかりました。要するに、無理にやめてくださいというふうに言っているわけではないということで、主体的に勸奨したということで、わかりました。それで結構でございます。

4点目の三層シンクはわかりました。もう結構です。

それでは、2点目だけもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

公式サイトの件でございますが、大変見にくかった点についてはおわび申し上げます。その辺は、すぐに確認して対処していきたいと考えております。

また、公式サイトの関係につきましては、容量がどうしてもいっぱい。もう、ずっと古いまま職員のほうで一生懸命やっているところでございまして、やはり今後、検討が必要だと、今、考えているところでございます。以上でございます。

○議長（下野義子） ほかに質疑はありませんか。印南議員。

○2番（印南修太） 事務報告書27ページの5番の食物アレルギー、先ほどの西川議員の一般質問に関係することなんですけれども、食物アレルギー対応申請者数は52

0人いらして、希望者の130人には献立表を配っているということなんですけれども、残りの390人の方というのは、もう特にどういった対応されているのかということが1点と、あと、三者面談をやられた7名の方は、恐らく、これ130人の中に含まれていると思うんですけれども、より深刻なアレルギー症状が起きるお子さんの相談だったのかどうか、可能な範囲で少しご説明していただければと思います。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

まず、アレルギー献立表を配っていないアレルギー申請者の方でございますが、こちらのほうは、ふだんの献立を見ていただきながら、保護者の方と相談して、あるいは自分自身で除去内容をできるようなことで、あと学校の先生方とも相談しながらやっていたという状況です。

アレルギー献立表希望なしの方は、普通にお配りしている献立で判断していただいているという状況です。

もう1点が、7名ということでございますが、これは三者面談は小学1年生の方で、初めての保護者の方で、保護者の方が希望するというところで実施しているところでございます。中学生についても、やはりこれも保護者の希望で症状等が変わったりいろいろ出てきたときに、希望があれば実施しているという状況でございます。

内容につきましては、学校の先生も同席しまして、学校の管理職も同席することがありますが、やはり児童・生徒の安全を考えて、どういうふうに対応していったらいいかというのを、保護者と先生と給食組合のほうと三者でいろいろ話し合うという内容でございます。以上でございます。

○2 番（印南修太） わかりました。ありがとうございます。

○議長（下野義子） ほかに質疑ありませんか。西川議員。

○5 番（西川美佐保） 27ページの牛乳代金の還付なんですけれども、これは学校からの申請に基づく食物アレルギーにより牛乳飲用ができなかった児童・生徒等に牛乳代金が還付されるということなんですけれども、これはそういったアレルギーを申請しなくても、決まった金額をまず支払ってもらって、そこから請求額があって、それに対して還付をするというやり方なんですか。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 議員おっしゃるとおりでございますが、先にいただいてアレルギーの除去の申請があってお戻りするということでございます。

○議長（下野義子） 西川議員。

○5 番（西川美佐保） ということは、今回飲まなかったとか、申請がなかったりする人に関しては還付はないということですね。

○議長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） そのような方には還付はしてございません。以上です。

○議長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下野義子） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、認定第1号「平成28年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席をさせていただきます。

(渡辺 晃代表監査委員 退席)

○議 長(下野義子) 次に、日程第5、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者(並木 心) 議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、教育委員会の制度改革が行われたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、お手元に配付に議案第9号資料のとおり、今回の法改正により、教育委員長が廃止されたことから、教育委員長についての報酬の規定を削除するもので、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表第1の「教育委員長」の項を削り、合わせて表の整理を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長(下野義子) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第9号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり決定されました。

次に、日程第6、議案第10号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○**管理者（並木 心）** 議案第10号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、お手元に配付の議案第10号資料のとおり、「個人情報保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例に引用している「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の条文の条番号に変更が生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案10号資料のとおり、条例第24条第2項第4号中及び第28条第1項第3号中、「第28条」を「第29条」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年5月30日から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**議長（下野義子）** これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下野義子）** 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下野義子）** 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号「羽村・瑞穂地区学校給食組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（下野義子）** ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第7、議案第11号「羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○**管理者（並木 心）** 議案第11号「羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、人事行政の公平性・透明性の確保を目的として、職員の任免、給与、勤務時間その他の勤務条件などの状況を公表することを規定しておりますが、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第11号資料のとおり、条例第3条各号で定める報告事項に、「職員の人事評価の状況」「職員の休業に関する状況」「職員の退職管理の状況」を加えるとともに、文言の整理を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号「羽村・瑞穂地区学校給食組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第8、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、これまで、羽村・瑞穂地区学校給食組合の職員給与につきましては、羽村市の給与制度に準じて運用してきており、羽村市において、その職員給料表の一部を改定したことから、これに準じて羽村・瑞穂地区学校給食組合の職員給料表を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、お手元に配付しております議案第12号資料のとおり、一般職給料表（2）・1級の262号俸から273号俸までの12号俸を削除するものであり、平成29年2月議会におきまして改正させていただきました一般職給料表（1）との均衡を図るものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下野義子) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第9、議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者(並木 心) 議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、新たに介護に関する休暇制度を新設するとともに、介護を行う職員の超過勤務を免除する規定を追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

○議 長(下野義子) 事務局長。

○事務局長(郷 良則) それでは、議案第13号の細部につきましてご説明いたします。

お手元に配付しております議案第13号資料の1ページをごらんください。

今回の改正では、介護に関する休暇制度、介護時間の新設、介護を行う職員の超過勤務免除の規定、そして、改正に伴う条文の整理及び文言の整理を行うものであります。

まず、第9条の改定ですが、第9条第1項から第3項では、それぞれ育児を行う職員の深夜勤務の制限、超過勤務の免除、超過勤務の制限を規定しておりますが、第1項では、「職員の配偶者」を「当該職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ。)」に改めまして、改正前の第17条で定めていた配偶者の規定に補足する条文を当該条項で規定しようとするものでございます。

また、第2項では、「組合の規則」を「組合規則で」に、「第8条」を「前条」に改め、文言の修正をさせていただこうとするものです。

次に、第4項ですが、第1項から第3項の対象となる職員の読み替えを規定しようとするもので、第4項中、「第1項及び前項」を「前3項」に改め、第2項の超過勤務の免除についても、要介護者を介護する職員についても適用となるよう改正しようとするものであります。

次に、1ページから2ページ目にかけてでございますが、第17条で定めておりました要介護者の規定を当該条項で規定しようとするもので、「配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)」に改めるものでございます。

次に、第1項の改正を受けて、職員の配偶者について条文の整理を行わせていただくものです。

2ページ目の10行目、中ほどになりますが、要介護者の規定を、第17条から第9

条第4項に改正することを受けて「第4項に規定する要介護者のある職員が」に改め、条文の整理を行おうとするものでございます。

その4行下、14行目になりますけれども、『(をいう。)における』との次に「第2項中『3歳に満たない子のある職員が、組合規則に定めるところにより、当該子を養育』とあるのは『第4項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護』と」加えまして、要介護者の超過勤務の免除に係る読み替えを規定する条文を追加しようとするものです。

次に、2ページの下から3行目になりますけれども、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」に改め、条文の整理をしようとするものです。

次に、3ページをごらんいただきたいと思えます。第9条の2でございしますが、第1項中「第7号」の次に、「(以下「給与条例」という。)」を加え、条文の整理を行おうとするものです。

次に、第13条でございしますが、新たな休暇制度として、第5号に「介護時間」を追加規定しようとするものです。介護に関する休暇制度は、従前から介護休暇がありますが、今回、この介護時間の制度が追加されることにより、職員それぞれが介護の実態に合わせ、介護制度を選択することが可能となります。

次に、4ページをごらんください。第16条第1項では、文言の修正を行っております。

次に、第17条でございしますが、要介護者の規定を第17条から第9条第4項に改正することを受けて、条文の整理をしようとするものでございます。

次に、改正前の第18条と第19条を1条ずつ繰り下げ、新たな第18条として、新たな休暇制度である介護時間について規定しようとするものでございます。第1項では、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で任命権者が必要と認めた時間を休暇として取得できるものとし、第2項では、休暇として勤務しない時間については、その時間に相当する給料等を減じる無休休暇制度であることを規定し、第3項では、制度の詳細については規則に起因する規定としているものでございます。

なお、付則において、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして、議案第13号の細部説明とさせていただきます。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第13号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定され

ました。

次に、日程第10、議案第14号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○**管理者（並木 心）** 議案第14号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行等に伴い、働きながら育児を行う職員の環境整備をさらに進めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、育児休業の再取得、期間の再延長ができる特別の事情を追加するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**議長（下野義子）** 事務局長。

○**事務局長（郷 良則）** それでは、議案第14号の細部につきましてご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第14号資料の1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

今回の改正では、育児休業等の対象となる子の範囲について、条例により追加で規定するとともに、育児休業の再取得、再延長の特例について新たに規定するため、条文の改正及び文言の整理を行うものでございます。

まず、第1条ですが、条文の見出しを「目的」から「趣旨」に改め、条文中の適用条項を整理し、条文整理を行おうとするものでございます。

次に、改正前の第2条の2を第2条の3とし、新たに第2条の2として、対象となる子の範囲については、従来、法で規定しており、今回の法改正により、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子についても対象とすることと改正されておりますが、これに準ずる子として、職員が養子縁組を前提として子を養育する予定であったが、実の親等の反対により養育里親として子を委託されている子についても対象とすることを条例で規定しようとするものです。

次に、2ページ目をごらんください。

第3条では、育児休業の再度の取得の特例について規定しておりますが、改正前の第1号を改正し、第1号「育児休業の承認が、産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。」と規定し、アとして死亡の場合、イとして養子縁組等により職員と別居することとなった場合、第2号として、育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が、次に掲げる場合に該当することとなったことを規定し、ア、前号ア又はイに掲げる場合、イ、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合、又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

の2号に区分し、第2号のイにおいて養子縁組の子に係る育児休業の再度の取得の特例について規定しようとするものでございます。

また、改正前の2号以下の各号を1号ずつ繰り下げ、改正後の第6号中、別居したことの次に保育所等に子を預けることを予定していたが、待機児童となってしまった場合について、再度の取得を認めることを規定しようとするものでございます。

次に、第4条をごらんください。第4条では、育児休業の期間の再延長の特例について規定しておりますが、第4条中「別居したこと」の次に、第3条第6号と同様に、当該子が待機児童になってしまった場合、再度の延長を認めることを規定しようとするものでございます。

次に、4ページでございますが、第7条、条文中の規定を「給与条例」に文言の整理をしようとするものでございます。

次に、第10条の改正ですが、第10条第2項中、労働基準法第67条の規定により承認されていたものを、「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第16号第1項又は第18条第1項の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認について」に改めまして、「当該育児時間」の次に、「又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、先ほどお認めいただきました勤務時間条例の改正において、新たに設けた介護時間と部分休業を併用する場合の制限について規定しようとするものでございます。

両制度とも、1日に認められる時間は2時間以内となっておりますが、制度を同日に併用する場合は、合計の時間は2時間以内と規定しようとするものでございます。

最後に、第11条ですが、給与条例に文言整理を行おうとするものでございます。

付則におきまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上をもちまして、議案第14号の細部説明とさせていただきます。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第14号「羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第11、議案第15号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 議案第15号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正

予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ999万8,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億680万8,000円とするものであります。

補正の内容ですが、歳入では、平成28年度決算の確定に伴い、繰越金を999万8,000円増額いたしました。

次に、歳出ですが、事務所費については、報酬の行政不服審査会委員報酬を平成29年7月1日に委嘱したことにより、2万8,000円増額するものであります。

給料の一般職給料については、人事異動等により17万2,000円増額するものであります。

需用費の備品等修繕料については、財務会計システムを修繕するため、6万2,000円増額するものであります。

教育費ですが、学校給食費の賃金の臨時職員賃金は、給食調理日数の増と職員の退職に伴う臨時職員雇用のため67万4,000円を増額するものであります。

需用費の施設修繕料は、第一センター浄化槽原水ポンプ着脱装置の設置・配管、第二センター浄化槽各種ブロワ等を修繕する必要が生じたため、合計348万8,000円を増額するものであります。

予備費については、歳入の増額補正額から歳出の補正額を除いた557万4,000円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。鈴木議員。

○3 番（鈴木拓也） 今、説明がありました9ページの施設修繕料の、これは予定されていた修繕ということではなくて、急に壊れてしまったということなのか、ちょっと内容の確認です。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） お答えいたします。

予定していた修繕ではなく、修繕の必要が生じたため修繕をするものでございます。

主な内容でございますが、第一センター浄化槽原水ポンプ着脱装置設置・配管修繕94万9,320円、第二センター浄化槽各種ブロア交換修繕154万9,800円、第二センターの乾物庫、調味料庫ドア修繕98万8,200円でございます。

直す理由は、調理をしていく上で、異物混入あるいは調理に支障を来すために直すものでございます。あと、保守点検で直す必要が生じていたためのものでございます。以上です。

○議 長（下野義子） 給食課長。

○給食課長（桶田 潔） 浄化槽の原水ポンプ着脱装置設置・配管修繕につきましては、浄化槽を維持していくために必要なものでございまして、保守点検から指摘されて修理を実施するものでございます。

第二センターの浄化槽ブロアについても、同様でございます。

なお、保管庫と乾物庫のドア修繕につきましては、さびが強かったために、業務に支障を来すということで修繕をさせていただくものでございます。以上です。

- 議 長（下野義子） ほかに質疑ありませんか。森議員。
- 6 番（森 亘） 1点のみ伺いますが、今、前者の質問と関連するかもしれませんが、これから緊急に修繕する可能性が出てきた場合に、安全な給食を提供する場合、スピードと規模ですよね、そういうことを考えた場合に、予備費の中に充当していいのかどうかという、むしろ安全性とかを考慮するのであれば、むしろ基金化して、たしか一部事務組合も財政調整基金とかさまざまな基金の設置が可能だと思いますので、こういった形にしたほうがより迅速に対応できるんじゃないかなと思うんですが、こういったところについてはご検討はなされたんですか。
- 議 長（下野義子） 給食課長。
- 給食課長（桶田 潔） 基金については、検討してはございません。分賦金で運営しているところから、緊急な修繕が生じた場合、また流用等に対応し、2月の補正をお願いするか、流用等に対応していきたいと考えております。以上です。
- 議 長（下野義子） 森議員。
- 6 番（森 亘） わかりました。検討していないということなのですが、要するに、基金にすれば、どちらかと言うと迅速に事務処理が可能になってくると思うんですけども、そうすると、大体、何か実症が生じました。そして、それが改善してそして安全な給食が提供できる環境が整うまでのタイムラグというのは、最長でどのぐらいになりますか。例えば、今回どれぐらい時間がかかりましたか、その辺について教えてください。
- 議 長（下野義子） 事務局長。
- 事務局長（郷 良則） 給食センターでは、毎日毎日欠かすことなく安全な給食を提供するのが使命と思ってやっておりますが、今回の修繕の、今までもそうなんですけれども、壊れてから直すというところでは、もう既にボイラーですとか浄化槽ですとか、もう致命的な打撃を受けてしましまして、給食を止めなければならないということが想定されますので、それ以前に、保守点検等で指摘された部分については改善しながら、継続的に給食を提供できるようなことは、日ごろから考えていきたいと思ひまして、ですので、タイムラグというところでは、想定はしておりません。
- 議 長（下野義子） 給食課長。
- 給食課長（桶田 潔） いずれも、給食業務をしている期間にはちょっと難しいものですから、2日間ぐらいでできるものは土日に、あるいはちょっと時間がかかってしまうものは、長期休業期間に実施する予定でおります。
- 議 長（下野義子） 並木管理者。
- 管 理 者（並木 心） 基金の設置という特定目的のために長期的な総合計画がそろった、きちんと積み立てるとかそういう基金がありますけれども、特別な総合的な基金で、流用ができないとかそういうような時に備えてやるということだというふうに理解しておりますけれども、学校給食組合、一部事務組合は本当に定例議会とか少のうございます。その間に臨機応変にやっていくという問題意識を持っております。ただ、そういうことで議会運営あるいは議決に対して大変課題はあるかもしれません。
- 本当に緊急な時には、工事を先にさせていただいて、後からそれについて、流用その他でしておいて、補正で組むと、金額的にはそういう形でやらせていただいております。

ので、特別に基金と、予備費でそこへ積んで、予備費から出すというふうなことではなくて、今のところは運用の中でできておりますので、基金というのは、多分私たちとしては、大きな、先ほどの長期の総合計画の中で建て替えとか、あるいはそういうようなところについては、きちんと基金をしたいと思っておりますけれども、現在は、それぞれの年に2回の定例議会のところでやっていく。きょうの三つの案件につきましても、きょうを待ってすぐに着手していくということに、緊急性はありますけれども、十分賄えるという案件で処理していきたいというふうに思っております。

○議 長（下野義子） 森議員。

○6 番（森 亘） 財政調整基金は一部事務組合で組んでいるところもありますので、そういうのを状況を考えた時に、いわゆる当然、給食というのは非常に大切なものですから、提供するためには、どうしても緊急に直さなければいけないといった場合に、そうなってくると、多分、専決処分ということになってくるのかなというふうに思うんですけれども、それでもしっかりと迅速に対応できていけばいいんですが、そういう手続きを踏んでいくといったときに、どちらがよりクリアになっていくのか、よりわかりやすく説明責任を果たせるのかとか、どちらがスピーディに問題を解決するのかといったところについては、ぜひ今後においてもご検討いただきながら、子どもたちにとってどちらが結局いいのかというところでご判断いただくようお願いを申し上げまして、質問を終了させていただきます。

○議 長（下野義子） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第15号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第1号）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第16号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管 理 者（並木 心） 議案第16号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」説明いたします。

お手元に配付しております議案第16号資料をごらんください。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。このことから、当初予算策定時に想定いたしました児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は、64人の減で4,386人、瑞穂町の児童・生徒数は、30人の減で2,513人、合計では94人の減で6,

899人となりました。

したがって、変更後の分賦金を、羽村市は2億4,583万2,000円、負担割合が63.57%、瑞穂町は、1億4,087万9,000円、負担割合が36.43%に変更させていただくものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議 長（下野義子） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がございません。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第16号「平成29年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第13、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（下野義子） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

午後3時58分 閉会